

広報

# つるい

平成25年

6月号

No.622



the most beautiful  
villages  
in japan

鶴居村は「日本で最も美しい村」  
連合に加盟しています

## 今月の主な話題

- 後期高齢者医療制度のおしらせ・・・・・・・・・・・・・ 2
- シリーズ 教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 村の話題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 介護保険料「特別徴収」納付税・・・・・・・・・・・・・・ 8

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成25年度の保険料等について ～

## ■ 6月に保険料額をお知らせします

平成25年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

＜保険料の計算方法＞

|                                             |   |                                                                     |   |                                |
|---------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------|
| <b>均 等 割</b><br>【1人当たりの額】<br><b>46,087円</b> | + | <b>所 得 割</b><br>【本人の所得に応じた額】<br>(平成24年中の所得-33万円) ×<br><b>10.25%</b> | = | <b>1年間の保険料</b><br>(100円未満切り捨て) |
|---------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------|

- 1年間の保険料の上限額は55万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

## ◆ 保険料の軽減

### ① 均等割の軽減(年額)

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

| 所得が次の金額以下の世帯                                 |   | 軽減割合   | 均等割の年額       |
|----------------------------------------------|---|--------|--------------|
| 33万円かつ被保険者全員が所得0円<br>(年金収入のみの場合、受給額80万円以下)   | ⇒ | 9割軽減   | 【年額】 4,608円  |
| 33万円                                         | ⇒ | 8.5割軽減 | 【年額】 6,913円  |
| 33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません | ⇒ | 5割軽減   | 【年額】 23,043円 |
| 33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)                     | ⇒ | 2割軽減   | 【年額】 36,869円 |

### ② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

| 所得が次の金額以下の方            | 軽減割合 |
|------------------------|------|
| 所得から33万円を引いた額が58万円以下の方 | 5割軽減 |

### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。
- ※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

## ◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場住民課後期高齢者医療担当へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

## ◆保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、役場住民課後期高齢者医療担当へお申し出ください  
(お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印)

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。  
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

## ■ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。  
「希望カード」が必要な方は役場住民課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

### 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

### 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

## ■病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
- 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
電話 011-290-5601

役場住民課後期高齢者医療担当  
電話 64-2113

## 「鶴居の教育」から「教育の『鶴居』」へ

5月号の「幌呂中学校編」に引き続いて、今月号は「鶴居小学校編」で、現在、鶴居小学校4年生の佐々木一樹君の保護者であります佐々木照子さんの「3年間を振り返って」の作文と鶴居小学校で道德の時間を利用して全学年で実施しております「SST」＝「ソーシャルスキルトレーニング」について紹介致します。

## 「三年間の振り返り」

のびのび学級保護者 佐々木 照子

三年前の今頃。そう、入学式を半月後に控えた頃、私は大きな不安を抱えていました。一樹が前年の秋に多動性障害という判定を受けて、とてもシヨックでしたから。自分の子に限ってと、親なら誰しも思うところに直面してしまっただけです。そんな時、教育長さんが「一樹君が一番幸せな方法がいいでしょう。今のままだと普通学級では叱られるだけの子になってしまいますよ。」と仰って下さり、決心ができました。叱られるだけの学校なら子供は行きたがらなくなってしまう。登校拒否など世間で問題になっている今、わが子もそうなってしまつては…。そう考えて家に帰り、主人とも話し合い特別支援学級への在籍を決めました。ですが(特別支援学級とはどんな所なのだろう?) (一樹だけ保育園時代のお友達から離れていじめに遭ったりしないだろうか?) 不安が次々と私に襲いかかって、落ち着かない日々を送っていました。やがて入学式。明らかに普通学級の子供達とは違う入場の姿に涙が出ました。しかし、支援

なしではじつと座っている事も皆と列を作って歩くことも苦手な子でした。仕方がないのだと思いました。

不安のうちに始まった学校生活でしたが、先生との毎日のノート交換で子供の様子が手に取るように分かりました。心配していた差別やいじめもなく、休み時間には普通学級の子供達と遊んだり、当時の六年生が大変可愛がってくださり、とても楽しそうでした。そうしているうちに一ヶ月があつという間に過ぎ、楽しそうに学校に通う一樹の姿を見て、特別支援学級に入れて間違ひなかつた。本当に良かったと思えるようになりました。あれから三年。個別指導でしっかりと訓練を受けた甲斐があり、新学期からは普通学級に在籍変更になります。もし三年前の私の様に在籍で悩んでいらつしやる保護者の方がいらしたら、私は迷わず特別支援学級に入ることをお勧めしたいです。必ず子供は幸せをつかみます。何が子供の幸せなのか、それを考えることが一番大切なことだと思います。

(鶴居小学校特別支援だより 第11号)

平成25年3月21日発行より)

## 「SST」Ⅱ「ソーシャルスキルトレーニング」 ってこんな学習です

### 五年生「相手や場に応じた自分の意志の伝え方」

#### △現鶴居小六年生 鈴木学級▽

五年生ともなれば、委員会活動や校外学習等で、同じ学年の友達や担任だけでなく、異学年の子とも達、担任以外の先生、学校外の方々との交流が増えてきます。そんな時に「相手や場に応じた意志の伝え方」はとても大切になってくると考え、以下のようなSSTを行いました。

#### ①「相手や場にあつたたのめ方を考えよう」

先生に対しては、本題の前に「今お時間はありますか？」また、話が終わった後に「ありがとうございます」という一言を付け足すと「頼まれた方もいい気持ちになる」という意見が出ました。また、おうちの方に対しても「言うのが遅れてごめんね！」という一言を付け加えるのと付け加えないのでは、思いやりの気持ちに違いが出て、受ける印象もかなり異なるということを学びました。

#### ②「お互いが気持ちよく話すためには」

また、基本に立ち返り、学級での意志の伝え方についてもロールプレイを用いて確認しました。たとえば、対立した二つの意見が出たときには「うん、それもいいと思う。でも、〇〇という考え方もあると思うんだけど」などという切り出し方がいいのではないかという意見が出ました。「相手の発言をしつかりと一度受け止めてみる」ことが大切であることを学びました。

#### 〈子どもの感想(一部)〉

・これからも、自分の意見を言うだけでなく相手のことも考えながらすれがいいと思った。

・相手の意見を受け止めるだけで、印象が変わってびっくりした。

#### 〈担任 鈴木 将太先生〉

五年生の後期は、目が回るほどの忙しさでしたが、その甲斐あって、最高学年に近づく準備も着々と進んできたかなあと考えています。これからは、この学習をいかして「自分のことで精一杯」という段階から一歩進んで、コミュニケーションをとる相手やその場に配慮した意志の伝え方ができる六年生になってほしいです。

「ソーシャルスキル」とは「社会の中で他人と交わり、共に生活していくために必要な能力」のことを言います。以前であれば、日々の暮らしの中で自然に身につけられていたものでした。ところが現在は、他人と接触する機会が減ってきていることもあって、相手と上手にコミュニケーションをとる能力が劣ってきていると言われていています。

コミュニケーション能力の未熟さから、友達との関係づくりにさまざまな支障をきたす子どももいます。また、

他者の気持ちを理解し、自分の感情をコントロールする、自己統制力が不足している子どももいます。そういう子ども達は、将来自立した社会生活を送る上で、大きな



SSTで実際にコミュニケーションをとり合う練習

問題を抱えることになります。また、その子の個人的な問題だけでなく、学級経営や学級の仲間づくりが困難になることがあります。

鶴居小学校では、幼い頃から同じメンバーで生活を共にしている凝集性の高い学級集団であり、学習面や運動面での序列化傾向が見られることや昨年度までの児童の姿から、他者との人間関係においてコミュニケーション能力に課題があることや児童自身の自己存在感・有用感が低いことも指摘されておりました。

このようなことから、児童間における新しい価値観を見出すために有効な手段であると考え、道徳教育を軸に「SST」を導入していると伺っております。

私は、本村の児童生徒の「生きる力」「生き抜く力」の醸成のためには『豊かな心』を育むことが最も大事であると考えます。その中心は、「道徳」の時間を要として教育活動全体を通じて道徳的实践力を育成していくことであります。学校で学んだことが日常の生活の中でどう活用しているのかが大事であります。鶴居小は、授業時間の様子や内容を通して通信等に積極的に啓発しており、保護者においても通信等を良く読まれております。「SSTを生活で生かす姿」が『豊かな心』の育成につながっていくものと考えますし、鶴居小で実践されていることが『子育て』の一助となるものと思います。

(文責 鶴居村教育委員会・國安教育長)

## 鶴居運動広場オープン

4月27日（土）鶴居運動広場がオープンし、本格的な行楽シーズンがスタートしました。当日はあいにくの雨模様でしたが、入口付近にはオープンを待ちわびた来場者が列をなし、多くの家族連れで賑わいました。

オープニングセレモニーでは、日野浦振興公社社長から来場者への謝辞などを述べ、一番乗りをした鶴居小学校4年の渋谷修司君に記念品が贈られました。その後、大石村長を含めた3名で一緒にテープカットを行い、今年度のオープンを迎えました。



朝早くから並んでいた  
来場者のみなさん



ボートの操縦が楽しそうでした



（左から）日野浦社長、渋谷くん、大石村長  
によるテープカットのようす



一番人気のゴーカートは  
道東一のコース延長を  
誇っています

川の近くで  
「アメンボいるかな？」



池の中では鯉がたくさん！



子どもも親も  
熱中している  
パットゴルフ



親子揃ってカルガモ自転車

無料遊具も大人気です





清掃中のようす

## 「日本で最も美しい村」を目指し 村民一斉クリーン作業が行われる

これからの行楽シーズンに向けた美しい村づくりのための取り組みとして、4月26日と27日の両日、村民一斉クリーン作業が行われました。

26日は鶴居村建設業協会の方々25名が、そして27日は55名の村民が参加し、道道53号線沿いや鶴見台、音羽橋周辺などで、ゴミの回収に汗を流しました。

2日間の作業で合計約490kgのゴミが回収されました。参加者は小さなゴミも見逃さないよう、一生懸命に作業に当たり、ゴミの不法投棄は絶対に許さないとの意気込みが感じられました。



村民憲章を朗読する学生の皆さん

## いつまでも元気に生涯学習 鶴居村寿大学・大学院入学式

このほど、鶴居村寿大学・大学院の入学式が行われ、今年度の講座がスタートしました。

式では、國安学長（教育長）が新たに入学された学生を歓迎する言葉とともに、健康で有意義な学生生活を送るよう期待の言葉を述べました。また、國安学長が会場の笑いを誘う場面も多々あり、明るくなごやかな雰囲気で行われました。

寿大学・大学院では毎月一回、多様な講座が開設されることから、高齢者同士の交流などが図られ、入学式に参加した学生の皆さんから、これから始める各種講座を心待ちにしている様子が伺えました。

## 消防署からののお知らせ 消防キッズフェア



子どもたちと一緒に力を合わせて揚げたこいのぼり

4月28日（日）、鶴居消防署で初の試みとなる「第1回消防キッズフェア」が開催されました。当日は肌寒い天候ではありましたが、子供たちなど約100人が来場し、皆さんから寄付されたたくさんの鯉のぼりに防火の願いを込め掲揚していました。また、標茶消防署や川湯消防支署の協力により、はしご車やミニ消防車の乗車体験、煙ハウスなどの体験コーナーのほか、消防〇×クイズや大声コンテストなどたくさんの催しが行われ、参加した子供たちは楽しく消防や防火について学んだようでした。

# 介護保険料「特別徴収」納付額を平準化します。

— 年間を通じてできるだけ均等な額となるように —

介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)は、年6回ある納期の前半を仮徴収(4・6・8月)、後半を本徴収(10・12・2月)として納めていただいておりますが、所得段階の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額で多くの方にばらつきが出ています。

これらを解消するため、年間を通じてできるだけ均等な額となるように6月と8月の仮徴収額を変更し、「平準化」を図ることといたしました。

ただし、平成25年度保険料額が昨年度から変更となった方など、この平準化に該当しない場合もございます。6月中旬に送付予定の「介護保険料特別徴収通知書」により、ご確認ください。皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

## ●「仮徴収」、「本徴収」とは

| 仮 徴 収                                        |    |    | 本 徴 収                                         |     |      |
|----------------------------------------------|----|----|-----------------------------------------------|-----|------|
| 4月                                           | 6月 | 8月 | 10月                                           | 12月 | 翌年2月 |
| 前年の所得が確定していないため、原則として前年度2月の徴収額と同額を納めていただきます。 |    |    | 確定した年間保険料から、仮徴収で納めた額を差し引き、残額を3回に分けて納めていただきます。 |     |      |

## 参 考 例

所得段階が**第4段階**の方

※年額 **67,500円**

( 本人が村民税非課税で  
世帯員に村民税課税者がいる方 )

( ・ 仮徴収額は前年度2月と同額  
・ 本徴収は6月確定の保険料額から仮徴収分  
を差し引いた金額の1/3ずつ天引き )

### 平成24年度

| 仮徴収(29,100円) |        |        | 本徴収(38,400円) |         |         |
|--------------|--------|--------|--------------|---------|---------|
| 4月           | 6月     | 8月     | 10月          | 12月     | 翌年2月    |
| 9,700円       | 9,700円 | 9,700円 | 12,800円      | 12,800円 | 12,800円 |

### 平成25年度

#### ●平準化しない場合

| 仮徴収(38,400円) |         |         | 本徴収(29,100円) |        |        |
|--------------|---------|---------|--------------|--------|--------|
| 4月           | 6月      | 8月      | 10月          | 12月    | 翌年2月   |
| 12,800円      | 12,800円 | 12,800円 | 9,700円       | 9,700円 | 9,700円 |

#### ●平準化した場合



※仮徴収額と本徴収額がほぼ同額となるように  
6月と8月の仮徴収額を調整します

| 仮徴収(33,600円) |         |         | 本徴収(33,900円) |         |         |
|--------------|---------|---------|--------------|---------|---------|
| 4月           | 6月      | 8月      | 10月          | 12月     | 翌年2月    |
| 12,800円      | 10,400円 | 10,400円 | 11,300円      | 11,300円 | 11,300円 |

※平準化することにより、仮徴収額と本徴収額がほぼ均等になります。

4月の徴収額により変更額の増減が大き場合がありますのでご了承ください。

## ○ 介護保険料(普通徴収)の第1期の納期は7月1日です！

お手元に介護保険料納入通知書が届いた方は、納付書によるお支払いとなります。

期限内の納付にご協力をお願いいたします。

# 役場からのお知らせ

## 野焼きは禁止されています

野焼きとは

- ・ドラム缶を使用しての焼却
- ・地面に穴を掘っての焼却
- ・ブロックを囲んだり積んだ中での焼却などの禁止されている焼却行為のことを言います。「近所でごみを燃やして、煙がすごくて困っています。」「洗濯物に臭いがついて困っています。」「天気がよくても、赤ちゃんに外の空気を吸わせることができません。」といった苦情が寄せられています。ごみを燃やすと煙や悪臭による住民間のトラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康にも影響が出てきます。また、罰則があり廃棄物の焼却禁止に違反した場合、違反者には5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられます。

家庭から発生したごみは焼かないで、決められた分別で、決められた曜日に、ごみステーションに出してください。

### 【お問い合わせ先】

住民課住民係

(☎64-2113)

## 児童手当現況届の提出は6月中に

児童手当を受けるすべての方は、本年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、本年6月1日における状

況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。対象者には役場住民課から現況届用紙を6月上旬頃送付しますので、必要書類を添えて提出してください。

現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

### ◇現況届に必要な添付書類

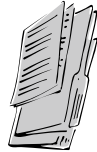
- ・健康保険被保険者証の写し等  
(受給者が厚生年金等加入者である場合)
- ・前住所地の市町村が発行する平成25年度児童手当用所得証明書  
(鶴居村に平成25年1月1日に住所がなかった場合)

※そのほか必要な書類がある方については、送付する現況届用紙の記載方法に示しますので、ご確認ください。

### 【お問い合わせ先】

住民課福祉係

(☎64-2113)



## 住宅用火災警報器の設置率調査

鶴居消防署では、5月第2週から第3週にかけて住宅用火災警報器の設置率調査を実施します。住宅火災で亡くなる原因として最も多い「逃げ遅れ」を防ぐため、住宅用火災警報器は早期に火災の煙を感じて知らせるもので設置が義務化されています。設置する場所については、寝室と寝室が2階にある場合は階段に設置することになっ

ています。まだ設置されていないご家庭は早めに設置しましょう。ご不明な点がありましたら、鶴居消防署までご連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

鶴居消防署

(☎64-2344)



## 危険物安全週間について

平成25年度危険物安全週間が、全国一斉に6月2日(日)から6月8日(土)まで実施されます。

ガソリン、灯油などの石油類をはじめとする危険物は、事業所はもちろん一般家庭においても幅広く利用され、生活に欠かすことのできないものとなっています。

危険物は、暮らしを豊かにする一方で、その取り扱い方法を誤ると火災などの災害を誘発、拡大する危険性を持っています。保管や取り扱いに充分注意しましょう。

平成25年度

### 「危険物安全週間推進標語」

あなたこそ無事故を担う司令塔

### 【お問い合わせ先】

鶴居消防署

(☎64-2344)



## 一般家庭木質系燃料ストーブ購入に対する助成について

村では、石油代替エネルギーの導入

促進と地域林産材の有効活用を図るため、木質系燃料材を燃料とする家庭用室内型ストーブを購入された方に対する助成制度を設けています。助成制度の詳細については、次のとおりです。

### (1)助成対象者

村内に住所を有し、自ら居住する住宅内に設置し、適正に管理できる方(事業者は除きます)

### (2)助成額

1台の本体購入価格の2分の1以内で上限は15万円(既に、国や北海道などから補助金交付の場合は対象外)

その他の詳細については、担当までお問合せください。

### 【お問い合わせ先】

産業課林政係

(☎64-2114)



## 空家・貸家情報をお寄せください

村では、村内にある空家・貸家の有効活用を通じて、地域の活性化と定住促進を図るため、空家・貸家情報を集めていますので、情報をお寄せください。

なお、賃貸や売買の交渉・契約は所有者と希望者において直接行っていたくこととなりますので、ご了承ください。

### 【ご連絡先】

振興課企画係

(☎64-2112)



給与所得者の特定支出  
控除の改正について平成25年度分の  
所得税から適用

給与所得者の特定支出控除について、範囲の拡大等が行われ給与所得者の実額控除の機会が拡大されました。

特定支出控除とは、特定支出（通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務必要経費）の額が多額な場合に、これらを必要経費として認めてもらえ、その一部が控除の対象となることをいいます。

■範囲の拡大  
弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）が特定支出に追加されました。

■適用判定の基準の見直し  
特例を適用するための判定基準額が給与所得控除の2分の1（最高125万円）（改正前：給与所得控除額の総額）に緩和されました。

※改正後の制度は、平成25年分の所得税から適用できます。

【特定支出控除の適用を受けるために必要な手続等】

特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告書等とその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額を記載するとともに、特定支出に関する明細書及び給与等の支払者の証明書を添付する必要があります。

また、確定申告書等の提出に

当たっては、特定支出に係るその支出の事実及びその金額を証する書類（領収証等）を添付するか又はその提出の際に提示する必要があります。

※領収書等は、確定申告の際に必要ですので、保存しておく必要があります。

※明細書の様式は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

## 「子どもの人権110番」強化週間

現在、児童・生徒間での「いじめ」問題や、教育職員による「体罰」問題が、深刻な社会問題となつています。子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで生じていることが多く、被害者である子ども自身もその被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。

そこで、法務省の人権擁護機関では、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、相談を受け付ける専用電話「子どもの人権110番」を設けています。子どもをめぐる様々な人権問題に取り組むため、6月24日（月）～6月30日（日）までの一週間を「子どもの人権110番」強化週間として、相談時間を延長して対応します。

■子どもの人権110番

(子ども用)

☎0120-0007-1110

## ■実施時間

- 1) 6月24日（月）～6月28日（金）  
午前8時30分～午後7時
- 2) 6月29日（土）～6月30日（日）  
午前10時～午後5時

## ■相談担当者

子どもの人権にかかわる問題を専門に扱っている釧路人権擁護委員連合会の「子ども人権委員」が対応します。

## ■お問い合わせ先

釧路地方法務局人権擁護課  
釧路幸町10丁目3番地  
☎31-5014

## 休日公証相談の実施について

釧路公証人役場では、次のとおり「休日公証相談」を実施します。ので、ぜひご利用ください。

## (1)日時

6月23日（日）  
午前10時～午後4時まで

## (2)場所

釧路公証人役場  
釧路市末広町7丁目2番地  
金森ビル1階

## (3)相談内容

遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与など

## (4)相談料 無料です

## 【申込方法】

相談を希望される方は、6月21日（金）まで、電話予約をお願いします。（☎25-1365）

## 無料調停相談会の実施

釧路調停協会では、次のとおり無料調停相談（年2回実施のうち今回は1回目）を実施しますので、ぜひご利用ください。

## (1)日時

6月3日（月）  
午前10時～午後3時まで

## (2)場所

釧路市黒金町7-15  
釧路市役所1階ロビー

## (3)相談担当

調停委員（釧路調停協会所属）

## (4)相談内容

夫婦関係、遺産相続、土地建物、金銭貸借、交通事故など家事及び民事に関するトラブルについて、裁判所の調停委員が、調停で解決する手続きの相談に無料、秘密厳守で応じます。

## (5)主催

釧路調停協会

## (6)後援

釧路地方裁判所及び釧路家庭裁判所

## 【お問い合わせ先】

釧路市柏木町4番7号  
釧路簡易裁判所内  
釧路調停事務局  
☎41-4171

戦没者遺児による慰霊  
友好親善事業

財団法人日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、平成3年度より厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦において父等

を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

費用は、参加費として9万円、日程等の詳細は、財団法人日本遺族会事務局までお問い合わせください。

《実施地域について》  
《広域地域》

- ①旧満州
- ②西部ニューギニア
- ③アツツ島
- ④旧ソ連
- ⑤中国（1次）
- ⑥マリアナ諸島
- ⑦東部ニューギニア（1次）
- ⑧ボルネオ・マレー半島
- ⑨トラック・パラオ諸島
- ⑩ソロモン諸島
- ⑪フィリピン（1次）
- ⑫ミャンマー・ベトナム（1次）
- ⑬台湾・バシー海峡
- ⑭東部ニューギニア（2次）
- ⑮ミャンマー・インド（2次）
- ⑯フィリピン（2次）
- ⑰中国（2次）

## 《特定地域》

- ①ビスマーク諸島
- ②西部ニューギニア
- ③マーシャル・ギルバート諸島

## 【お問い合わせ先】

財団法人日本遺族会事務局  
☎03-3261-1552



## 親子見学会に参加しませんか

北海道電力株式会社では、低学年のお子様でも参加できるエネルギー環境教育の一環として、「親子見学会」を開催します。通常見学会の機会のない発電所・変電所の見学を通して「電気の仕事」を勉強してもらい、省エネルギーについて親子で考えるきっかけの場になればと考えています。ご家族そろっての参加お待ちしております。

(1)日時

6月29日(土)

午前9時～午後3時まで

(2)対象者

小学1年～6年までのお子様と保護者(※対象学年以外のお子様のご同行はできませんので、ご了承ください。)

(3)定員

20名程度(10組程度)

(4)実施内容

①発電所見学(構内見学)

はくでんエコナジー(株)

②変電所見学(車中から見学)

北海道電力(株)宇田別変電所

③クッキング体験&省エネ勉強会

北海道電力(株)

④実施内容

北海道電力(株)

⑤参加費 無料

(6)応募方法

はがき、FAX、電子メール、ホームページのいずれかに記載事項を記入

(7)記載事項

記載事項

郵便番号、住所、電話番号、氏名(フリガナ)、続柄、性別、生年月日、お子様の学校名、学年

(8)募集締切  
6月14日(金)

(※はがきの場合は当日消印有効)

【お問い合わせ先】  
〒085-1866  
はくでん釧路支店  
企画総務グループ「親子見学会」係  
☎23-5811  
FAX 24-9836  
Email:even1946@epam.hpeco.co.jp

## みどりのポイント事業の実施について

道では、道及び市町村・緑化団体が主催する緑化活動への参加者に対し、獲得ポイントに応じた活動認定書の交付や、協賛企業から副賞を提供することにより、緑化活動の定着化や自立した活動の促進を図ることを目的とした「みどりのポイント事業」を創設しました。

【事業の概要等】

- (1)緑化活動の区分による獲得ポイントについて
- 植樹活動(全道各地で行う植樹事業)への参加
  - ・・・10ポイント
- 育樹活動(下草刈り、つる切り、枝打ち、除間伐等)への参加
  - ・・・20ポイント
- 森林環境教育事業への参加

・・・5ポイント

(2)獲得ポイント(累計)に応じた認定書の交付について

■「森づくり推進者」  
・・・50ポイント獲得者

■「森づくり名人」  
・・・80ポイント獲得者

※80ポイント獲得者には、協賛企業から副賞が提供されます。

道及び市町村・緑化団体(協定者)が主催(共催)する緑化活動への積極的な参加をお願いします。

※詳しくは、北海道のホームページをご覧ください。  
<http://www.hokkaido.lg.jp/sr/skr/midoripointo.htm>

【お問い合わせ先】  
北海道水産林務部森林活用課  
みどり対策グループ  
☎011-204-15516  
FAX 011-232-14142

## 道税の納税には口座振替をご利用ください

口座振替納税とは、道税を銀行などの預貯金口座から電話代金や水道料金などのように自動的に振り替えて納める制度です。

金融機関が自動的に振替納税しますので、納税に向く必要がなくなります。うっかり納期限を忘れてしまい、延滞金を支払うということもありませんので、ぜひご利用ください。

【申込方法】

申込書に必要事項を記入し、ポストに投函してください。

※申込書は、お近くの総合振興局、振興局又は道税事務所に電話(又は道税ホームページ)で請求してください。

※道税ホームページの申込書請求のページ  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/kehuri.htm>

【ご利用できる金融機関】

- ◇道内の銀行、信用金庫、信用組合、農協、漁協などの本支店
- ◇北洋銀行及び北海道銀行の道外支店
- ◇全国のゆうちょ銀行

【お問い合わせ先】

総務部財政局税務課  
納税推進グループ  
☎011-204-5061

## 税務職員の募集(高校卒業程度)

札幌国税局では「平成25年度税務職員採用試験」の受験者を募集しています。採用試験の概要は、次のとおりです。

- (1)受験資格  
高卒見込みの者及び高卒後3年を経過していない者
- (2)申込受付期間
- (3)インターネット

6月24日(月)～7月3日(水)

〈申込専用アドレス〉

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

②郵送又は持参

6月24日(月)～6月28日(金)

人事院北海道事務局

〒060-00042

## 止 山菜採りによる事故防止

例年、山菜の愛好家が行者ニンニクやタケノコ採りのために入山し、道に迷ったり、沢に転落する事故が起きています。慣れた山でも、油断すると「危険な落とし穴」があることを忘れないで、山菜採りを楽しみましょう。

【事故を防ぐためのポイント】

- ◇一人では山菜採りには行かない。
- ◇家族などに必ず行き先と帰る時間を知らせる。
- ◇一緒に入った仲間と声を掛け合ったり、ラジオを鳴らすなどして絶えずお互いの位置を知らせ合う。
- ◇自分がどこにいるのか常に確認する。



首都圏および近畿地方で風しんが流行しています

## 風しんに注意しましょう



昨年から首都圏および近畿地方を中心に風しんの流行が続いています。昨年は過去5年間では最も多い報告数となり、今年は3月末時点で既に昨年の報告数を上回り全数報告疾患となった平成20年以降で最も早いペースで報告数が増えています。

今後、全国へ感染が広がるとともに北海道でも風しんが流行する恐れがあります。これまで、風しんにかかったことのない方、予防接種を受けていない方及び妊娠適齢期の方は、より一層の注意が必要です。

### 【風しんについて】

風しんとは、風しんウイルスによっておこる急性の発疹性感染症で、流行は春先から初夏にかけて多くみられます。風しんは小児の場合、通常あまり重くない病気ですが、妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると胎児が風しんウイルスに感染し、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気になる、発達がゆっくりしているなど、まれに「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

### 【予防方法】

ワクチン接種が有効です。また、集団生活の場で多数に拡がるおそれがあることから、人混みの多いところへの外出は控えましょう。特に、感染が流行している地域への外出は避けましょう。

### 麻しん風しんの混合ワクチン(MRワクチン)の定期予防接種を受けましょう

#### ○接種対象者

1期・・・1歳児(生後12ヶ月～24ヶ月未満)

2期・・・小学校就学前1年間の幼児  
(住民課保健師まで要予約)

※麻しん風しん1期の予防接種はできるだけ早めに受けるようにしましょう。

○接種料金は全額村が負担します。

○接種場所：村立鶴居診療所

○接種日は子育てのしおり、案内文書、保健事業計画表、IP告知放送をご確認ください。

### 赤ちゃんを守るために

- ・妊婦の夫、こども及びその他の同居家族
- ・10代後半から40代の女性  
(特に妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方)
- ・産褥早期の女性

上記のうち、抗体価が十分であると確認できた以外の方は、任意での予防接種を受けることをご検討ください。

☆妊娠中は風しんの予防接種を受けることはできません。

### むし歯予防教室のお知らせ

村では、乳幼児のお子さんのむし歯を予防するために、むし歯予防教室を開催します。

日時：平成25年6月26日(水) 10:30～11:15

場所：ふるさと情報館 みなくる 多目的ホール

内容：乳幼児のむし歯予防のための講話、仕上げみがきについて

講師：齋藤 紀子歯科衛生士

### 歯と口の健康週間：6月4日(火)～6月10日(月)

歯と口の健康週を機会に、家族みんなで歯と口の健康をみなおしましょう！

☆満40・50・60・70歳の方：総合歯科健診を利用しましょう

鶴居歯科診療所にて、自己負担無料で総合歯科健診を受けることができます。

受診を希望される方は、役場住民課保健師までお問合せください。

☆1歳6ヶ月～就学前までの幼児：歯科健診・フッ素サホライド塗布を利用しましょう

6ヶ月の間隔をあけて年2回受けられます。

事前に鶴居歯科診療所に電話予約をしてから、母子手帳を持参の上受診してください。

(鶴居歯科診療所：tel. 64-2905)



# 新刊案内

●開館時間……10:00～18:15

●休館日……6月の休館日は25日(火)です。

図書室は、毎月1回の図書整理日以外はいつでも開館しています。

●貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】2週間(1人5冊まで)  
【CD・VTR】1週間(CD3点、VTR2点まで)

## ～レファレンスサービス～

探している本や、調べ物はありませんか？図書室では、読みたい本を探したり、図書室の本を使って調べ物をお手伝いする「レファレンスサービス」を行っています。些細なことでも、調べたいもの、探したいものがありましたらお気軽にカウンターに声をかけてください。

## 蘭陵王の恋 新・御宿かわせみ



平岩弓枝 著

麻太郎の親友・凧太郎から恋心を打ち明けられた千春。凧太郎が亡兄の未亡人から再縁を求められる騒動の中、ふたりの気持ちはひとつに…。

## 画像ではわからないしつこい腰の痛みを治す本



井須豊彦 監修

腰の痛み悩む人が、病院で画像診断を受けても8割が原因不明とされる。解明が進む新要素を含め、慢性腰痛の原因、治療法、自宅で行う運動療法などをまとめて、イラストでわかりやすく紹介する。

## だれにも言えない約束



ジーン・ブッカー 作

第2次世界大戦中のイギリス。エレンは爆撃におびえながらも、普通の学校生活を送っていた。ある夜、たまたま入った小屋でエレンが出会ったのは…。ジェフリー・ビルソン賞歴史物語部門受賞作。

## おいしい漬け物と梅干し 保存版



主婦の友社 編

梅干し・ぬか漬け・白菜漬けなどの定番から、すぐ食べられる浅漬けやピクルス、キムチまで、手軽に家庭で作れるレシピを215掲載。基本の漬け物はわかりやすいプロセス付きで解説。失敗なく作るコツを伝授する。

## ぎょうれつのできるケーキ屋さん



ふくざわゆみこ 作

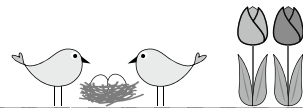
「何かおいしいもの落ちてないかな」。ぐうぐうやまのありんこたちが、地面の上を探していると、頭の上からお菓子のかけらが落ちてきて…。ぎょうれつのできるおいしい絵本シリーズ、待望の最新刊。

## 死に金



福澤徹三 著

金になることなら何でも手を出し、5億は下らない財産を貯め込んだ矢坂。彼が死病に倒れた時、財産を狙う者が次々と病室を訪れる…。余命短い男が巡るピカレスク。ロマン。実話をもとにした衝撃のミステリー。



## ワンダグリンド・プロジェクト 報告書最新版配布スタート

釧路湿原のために活動している方々を一堂に紹介する「ワンダグリンド・プロジェクト2012報告書」が完成しました。湿原保全へのさまざまなアプローチがまとまった一冊を無料で配布します。

【場 所】 釧路湿原野生生物保護センター  
(釧路市北斗2-2101)  
釧路市民活動センターわっと  
(釧路市末広町3-1-1)

【問合せ】 〒084-0922 釧路市北斗2-2101  
釧路湿原野生生物保護センター内  
再生普及行動計画ワーキンググループ事務局  
(☎56-4646)

※郵送を希望する場合は返信用封筒(A4サイズ、290円切手同封)を上記宛先までお送りください。

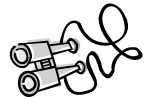
## 6月の自然観察会

### ●新緑の湿原バードウォッチング

【日 時】 6月8日(土) 午前10時~12時  
【定 員】 15名  
【参加費】 無料  
【場 所】 鵜の家かや沼駐車場  
【申込先】 塘路湖エコミュージアムセンター  
(☎015-487-3003)

### ●春の湿原花ハイク

【日 時】 6月9日(日) 午前10時~12時  
【定 員】 15名  
【参加費】 無料  
【場所・申込・問合せ】  
湿根内ビジターセンター  
(☎65-2323)



## 釧路湿原の 自然再生に参加しよう!

釧路湿原の保全の取組に参加しませんか?  
市民参加のできる自然再生をご案内します。  
この機会に釧路湿原への恩返しをしましょう。

【問合せ】 釧路湿原自然再生協議会  
再生普及行動計画ワーキンググループ事務局  
(☎56-4646)

## みんなで調べる 復元河川の環境・2013夏

蛇行が復活した釧路川茅沼地区で調査を行います。  
ぜひご参加ください。

【日 時】 7月14日(日)  
午前8時半~午後2時半  
【場 所】 釧路市役所前または鵜の家かや沼前集合  
【対 象】 小学校高学年以上  
【定 員】 20名  
【参加費】 無料  
【申込・問合せ】

釧路国際ウエットランドセンター  
(釧路市役所環境保全課内 ☎31-4594)

【応募締切】 6月21日(金)  
※定員となり次第締切とさせていただきます  
案内書請求フリーダイヤル  
☎0120-06-8881

## 鶴居文芸

凍原社5月句  
(俳句)

種袋いのちひしめく音がして  
種蒔くや老の足元腰およぐ  
大暴れして降ろさるる鯉幟  
娘等帰る枌の芽そつとふくらめり  
稚子さま明るき笑顔春うらら  
小さくとも生き生き飲みて春仔牛  
種おとす愛情一手かつこ鳥  
川の面や柳絮とぶ日も間近なり  
種蒔いて地に一礼の老夫婦  
春雪の樹林展けり峠越え

ミヤノ 由美子 ちえこ 千恵 孝子 紀代子 恒子 春夢子 和子 水脈

## 寄 付

いただきました心温まる善意に  
心よりお礼申し上げます。

地域振興及び地域福祉等に関する事業のために

鶴居村 灰塚 邦嘉 様  
金1,000,000円

## お 誕 生

お誕生おめでとうございます。  
四月中に届出のありました出生について、次のとおりご紹介します。

松下 楓<sup>ふうが</sup>我<sup>はまれ</sup>くん 男 中雪裡南  
尾田 書くん 男 中幌呂下

# タンチョウ

タンチョウコミュニティ  
代表 音 成 邦 仁

## タンチョウによる食害 その3

前号ではタンチョウによる食害の、地域の広がりや多様化についてお話をしました。今春も多くの若いタンチョウが村内に居残っています。このコラムがみなさんの目に止まるころには、今年の実態が明らかになっているでしょうが、今回はもう少し長い目で見たこの先の予測についてお話ししたいと思います。

### ●地域の広がり？

タンチョウの数は依然として増加傾向が続く中、実は冬場の「鶴見台」や「鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ」への飛来数は、あまり変動していません。もちろん、時間帯による出入りがありますから、実際に利用しているタンチョウは増えているのかもしれませんが、しかし、近年では標茶町や音別町の給餌場に集まるタンチョウの数が目に見えて増えており、数の増加に伴う生息地域の広がりが進んでいるとみてよいと思います。

これと同じことが春先のタンチョウたちにも言えるのではないかと思います。つまり、現在、多くのタンチョウが生息する下久著呂地区で、このまま延々と増加傾向が続くというよりは、別の地域に広がっていくと考えた方が自然だと思います。村内では中幌呂地区や支幌呂地区をはじめ、各地区で春先にタンチョウを見かける機会が増えています。繁殖つがいだけでなく、若いタンチョウの姿もちろほら見かけます。十数年前の下久著呂地区を見ているようで少々不気味です。ある時期から若いタンチョウも含め一気に増えていくのではないかと心配しています。

### ●食害の多様化は？

いまや牛舎内など、農家敷地内では当たり前のようにタンチョウの姿を見かけるようになりました。さらに近年では、人の食用とうきびをつつくタンチョウも見られます。また、餌をねだるかのよう人工物をつついたり、牛の鼻先でえさを盗食するだけでなく牛をつつこうとするタンチョウの姿も見られるようになりました。これまでの牛の飼料に対する食害に加え、人の食用作物に対する食害、人工物や牛そのものへの被害といったことが心配されます。

これらはあくまでも予測ですから、本当にこのようなことが起こるかはわかりません。逆に予想もしなかった問題が出てくる可能性もあります。下手をすれば、どうにも手の施しようがなくなり、もはや捕獲して数を制限していくしかないといった事態になるかもしれません。決して非現実的なことではないと思います。エゾシカも以前は保護の対象でしたし、近年ではトドやアザラシといった希少海獣類による漁業被害が深刻化し、数調整が必要とされています。最悪のシナリオが描かれる前に、今のうちからやっておくことがあるように思います。

(つづく)



人の食用トウキビをつつくタンチョウ

### タンチョウ コミュニティ

〒085-1206 阿寒郡鶴居村鶴居東2丁目15番地

電話 64-2482 / FAX 64-2482  
HP <http://www14.ocn.ne.jp/~tancomm/>  
ブログ [http://blogs.yahoo.co.jp/tancho\\_comm/](http://blogs.yahoo.co.jp/tancho_comm/)



# 広報つるい6月号

№. 622 鶴居村

発行・編集／鶴居村役場振興課企画係  
〒085-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地 ☎0154-64-2112 / Fax 64-2577  
http://www.vill.tsurui.lg.jp/ [eメール] tanchou@vill.tsurui.lg.jp



## 村のカレンダー

|    |   |                                                                                                                              |
|----|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 土 |                                                                                                                              |
| 2  | 日 |                                                                                                                              |
| 3  | 月 | ・特設人権相談<br>13:00～ 役場2階会議室                                                                                                    |
| 4  | 火 | ・第20回鶴居村植樹祭<br>10:00～ 鶴居村多目的運動広場横<br>・検診結果報告会<br>10:00～ 幌呂農村環境改善センター                                                         |
| 5  | 水 | ・検診結果報告会<br>10:00～ 総合センター<br>・第46回鶴居村家畜共進会<br>10:30～ 鶴居村家畜共進会場                                                               |
| 6  | 木 | ・特定保健指導対象運動教室<br>13:30～ 総合センター                                                                                               |
| 7  | 金 | ・健康増進プロジェクト運動教室<br>10:00～ 総合センター                                                                                             |
| 8  | 土 | ・鶴居小学校運動会<br>9:00～ 鶴居小学校グラウンド                                                                                                |
| 9  | 日 | ・村民ゴルフ(春)<br>9:30～ 風林カントリークラブ<br>・幌呂小学校・幌呂中学校合同運動会<br>9:30～ 幌呂小学校グラウンド<br>・下幌呂小学校・自治会地区合同大運動会<br>8:50～ 下幌呂小学校グラウンド           |
| 10 | 月 |                                                                                                                              |
| 11 | 火 | ・子育て支援事業「あそびのひろば」<br>10:00～ ふるさと情報館「みなくる」                                                                                    |
| 12 | 水 | ・四種混合予防接種ワクチン接種<br>11:30～ 鶴居診療所<br>・BCG、不活化ポリオ、三種混合、麻疹・風疹、<br>二種混合ワクチン接種 15:00～ 鶴居診療所<br>・第2回鶴居村議会定例会(12・13日)<br>10:00～ 議会議場 |
| 13 | 木 | ・乳児健診 13:00～ 役場2階和室<br>・第2回鶴居村議会定例会(12・13日)<br>10:00～ 議会議場                                                                   |
| 14 | 金 |                                                                                                                              |
| 15 | 土 |                                                                                                                              |
| 16 | 日 |                                                                                                                              |
| 17 | 月 | ・鶴居村社会福祉協議会「心配ごと相談所」<br>10:00～ 総合センター小会議室                                                                                    |
| 18 | 火 | ・赤ちゃんとふれあい体験学習<br>9:45～ 総合センター                                                                                               |
| 19 | 水 | ・ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種<br>15:00～ 鶴居診療所                                                                                           |
| 20 | 木 | ・「おひさま」(親の会)<br>10:00～ 役場2階和室                                                                                                |
| 21 | 金 |                                                                                                                              |
| 22 | 土 |                                                                                                                              |
| 23 | 日 |                                                                                                                              |
| 24 | 月 |                                                                                                                              |
| 25 | 火 |                                                                                                                              |
| 26 | 水 | ・むし歯予防教室<br>10:30～ ふるさと情報館「みなくる」                                                                                             |
| 27 | 木 | ・1歳6ヶ月児、3歳児健康診査<br>13:00～ 総合センター                                                                                             |
| 28 | 金 |                                                                                                                              |
| 29 | 土 |                                                                                                                              |
| 30 | 日 |                                                                                                                              |

### 今月の表紙

ようやく桜も満開になり待ちわびた春がやってきました。  
花壇ではチューリップも開花し、暖かい季節の訪れを感じさせます。

### 交通事故発生状況

(鶴居駐在所より情報提供)

今年1月からの発生件数

人身事故1件／物件事故34件

4月中の発生件数

物件事故6件

死亡事故ゼロの日 157日

(4月末現在)

### 人の動き

4月末住民登録人口

人口 総数 **2,521人**

(前月比 +9人)

昨年同期は2,552人で、  
対前年比較は-31人です。

男 1,272人 (前月比+4人)

女 1,249人 (前月比+5人)

世帯数 **1,079戸**

(前月比+10戸)

### 編集後記

今月は雨や曇りの日が多く、寒い日が続きましたね。また、車のタイヤ交換の時期でもありましたが、突然の雪に驚かれた方も多かったのではないのでしょうか。

さて、私事ではありますが、役場に入ってからおよそ1ヶ月が過ぎました。まだまだ未熟な新人ですが、職場の温かい雰囲気や優しい上司の方々に恵まれたこともあって、のびのびと仕事をさせていただいています。また、寿大学入学式や鶴居運動広場オープンセレモニーなどの取材へ行った際は、たくさんの方々と接することができました。(カメラで一方向的に撮っていたのがほとんどでしたが...) 来月には各小中学校の運動会といった大きなイベントも控えていますので、子どもたちの晴れ舞台を楽しみにしつつ、村民の皆様との交流も深められればと思っています。(D)